日整会100年プロジェクトロゴマーク等の利用手続きについて

公益社団法人日本整形外科学会

1926年に創立された日本整形外科学会（日整会）は2026年に創立100周年、翌2027年には第100回の学術総会を迎えます。それに伴い2022年3月から「日整会100年プロジェクト」を始動し、「運動器」の健康を支える取り組みを企画・実施してきています。

この「日整会100年プロジェクト」の趣旨に賛同し、協力していただける企業の皆様には、ロゴマーク等を、適正に利用するための手続きを経て、無償で利用いただくことができます。

記

【利用手続き】

１．対象となるロゴマーク等

下記以外の日本整形外科学会にかかわる標章についても、個別に手続きをしますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

＜ロゴマーク＞

＜標章＞

「公益社団法人日本整形外科学会」

「日整会100年プロジェクト」

「ロコモティブシンドローム（ロコモ）啓発活動」

２．ご利用いただける企業

100年プロジェクトの趣旨に賛同し協力していただける①又は②の企業

① ロコモ チャレンジ！推進協議会に協賛・協力をいただいたことがある企業

② 広告規制に則って適切に利用される製薬メーカー・製薬企業

３．利用申請

ロゴマーク等の利用についてはすべて当会の利用許諾が必要です。以下の申請手続きを行ってください。

４．申請先、手続き

①下記メールアドレスにご連絡ください。必要事項を記入する申請書をお送りします。

連絡先：「日整会100年プロジェクト係」　grp_100pj@joa.or.jp

メールを送付いただいた時点で、下記「5．利用条件」、「6．反社会的勢力の排除に関する誓約」に同意いただいたものとみなします。

②申請書に必要事項を記入し、ロゴ・標章の使用イメージがわかるデザイン案とともにメールにてご返送ください。

③日本整形外科学会にて、審査を行ないます。

④利用を許諾する場合、ご担当者宛てにメールにてロゴマークデータ(.ai)等をお送りします。

⑤利用を許諾するのは、提出いただいたデザインのみとなります。ご注意ください。

5．利用条件

①　ロゴマークおよび標章は、100年プロジェクトへの賛同・協力を表明いただく以外の目的では使用できません。

②　ロゴマーク等を利用するに際しては、当法人から素材提供を受け、ロゴマーク等の色彩、形状等の意匠を忠実に再現するものとし、注意事項を遵守してください。

③　利用について許諾したデザイン以外に、ロゴマーク・標章等を利用できません。

④　当法人から提供を受けた素材を、第三者に提供することはできません。

⑤　掲載等の作業終了後、画像データを速やかに削除していただきます。

⑥　その他、審査において条件を付すことがあります。

⑦　上記①から⑥の利用条件を守らなかった場合又は、当法人がロゴマーク等を変更した場合などでロゴマーク等の利用許諾の一部又は全部について取消措置を講じたときは、その措置に従い、ロゴマーク等の利用を直ちに取りやめていただきます。

⑧「反社会的勢力の排除に関する誓約」に同意していただきます。

⑨　当法人から提供を受けた素材を利用することにより生じた損害について、当法人は一切の責任を負いません。

6．反社会的勢力の排除に関する誓約

（１）利用者は、利用者又はその株主（当社の経営に事実上参加していると認められる者に限る。以下同じ。）、役員及び使用人が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。なお、反社会的勢力とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①　暴力団

②　暴力団員

③　暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人そ

の他の構成員を含む。以下同じ。）

④　総会屋

⑤　社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体

⑥　社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体

⑦　前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められるもの

（２）利用者は、利用者が次のいずれかの事由に該当し、当法人が使用許可の一部又は全部について取消措置を講じたときは、異議なくその措置に従い、ロゴマーク等の使用を直ちに取りやめます。

①　利用者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合

②　利用者が自ら又は第三者を利用して、当法人の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

③　利用者又はその株主、役員及び使用人が、反社会的勢力であることが判明した場合

④　利用者が東京都条例第５４号「東京都暴力団排除条例」第２１条又は第２４条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

7. お問合せ先

公益社団法人 日本整形外科学会 事務局
日整会100年プロジェクト係
grp_100pj@joa.or.jp

以上